



昭和
年
月
日

Handwritten address in Japanese characters, including '東京' (Tokyo) and '麹町' (Kojimachi).

東京市麹町區丸之内三丁目六番地 (ユニオン館内)

社
團
法
人

土

木

學

會

電話丸の内(23)三九四五番
振替口座東京一六八二八番

冠者

外人功績由是益多
テレリケル
研功に昇す
別所
以送
由上
修
部

少

土木学会

張力

古
白
委
長
氏

外人治績調査

砂防

土木局

砂防工事

工事

テレーケ・ホールン

藤本 純

14/7/14

三十二字詰トシ

ヨハ子ス、デレীগ

一 国籍。和蘭國ストラン州ユリンスプライト府

一 生年月。千八百四十二年十二月五日

一 学業。同スル履厂。蘭國土木學士水理学講師

ジエ、ンブレフト氏ノ門ニ入り就學爾来一府王

國土木學士會ノ通事會員タリ。

一 日本帝國雇入以來ノ職務。明治六年九月内務省

土木局ニ雇入。久シク大阪ニ在リテ遂木曾西川ノ

改修業務ヲ督シ。砂防ノ工佐シ案ヲ長工師ヲアソ

トールン氏ノ歸國スルニ及ビ中央ニアソテ時々

出テ工務ヲ督ス

一 叙勳 明治二十二年一月十五日 叙勳 四等瑞寶章

テレリケト砂防事業 (木曾川)

一、林 百七十九年十一月廿七日 (明治十二年)

木曾川流域収束以並山林ノ伐採甚レテ以テ山

林ノ保護ノ必要ヲ石井権大書記ニ上申ス。

一、千八百七十九年十二月四日 (明治十二年)

庄内川流域瀬戸方面ニ於テ伐採許可ノ不合理ヲ

(水利局長赤原義房様)

(三十二字詰トテ)

設₁之₂中₃止₄方₅ヲ₆石₇井₈掘₉大₁₀書₁₁記₁₂ニ₁₃上₁₄申₁₅ス

一、千八百八十年二月廿一日

明治十五年

木曾川及淀川流域樹木保護ノ必要ヲ石井土木局

長ニ上申ス

一、

一、千八百八十年二月十八日

河川水澤山地ニ對シテ一、山林樹木ノ伐採禁止

ニ、山地樹木ノ植栽ヲ三、土砂打止工事ノ必要ヲ石

井土木局長ニ上申ス

一、千八百八十一年八月廿三日

(明治十四年)

木曾川流域砂防ニ事業ノ増額ヲ必要トシ之カ一部ハ地元ノ負擔ヲ石井土木局長ニ上申ス、

デレ一ケト砂防事業 (淀川)

一、千八百七十二年十二月六日

淀川ノ改修ニ當リ土砂ノ流出ノ危害ヲ防止シ砂防

ノ必要ヲ論ス

一、千八百七十四年十一月十五日

(明治七年)

(水利土木部職員部)

三十二号附下三

淀川流域土砂打止ノ工法トシテ

才一 沙山ニ於テ樹木植栽

才二 果谷及心溪渠ニ堰堤築造

才三 砂川下流新埋填土砂ノ堰整ヲ施シテ河床低

下

ノ三ツノ土堰ヲ設テ明収年同砂防工法ノ方針ヲ

明
二



フアードール

一千八百七十三年三月廿五日

(明治六年)

本博川支流不部川砂防の概察レテ之が工法トシ

テ

才一箱松ヲ砂防及斜崖ニ植ムル

才ニ藁ヲ以テ固ク造斜ニ坪ニ込メテ之ヲ覆フ

才ニ木石砂ヲ以テ所成ノ堰ヲ固固ク谷ニ置ク

才三方迄ノ石井土木局長ニ止申ス